

地域密着型通所介護・総合事業通所型サービス リハビリコミュニティ リラク重要事項説明書

(事業の目的)

第1条 リハビリコミュニティ リラク（※1 地域密着型通所介護および※2 総合事業通所型サービス）は、要介護状態や要支援状態等となった場合に、デイサービスに通うことで、御利用者の社会的孤立感の解消及やお元気な身体作りをお手伝いし、また御家族の心身の負担を少しでも軽くすることを目的といたします。日常生活上のお世話や機能訓練を行うことによって可能な限り自分の住みなれた家で、自立した日常生活ができるように支援します。

※1 平成 26 年 6 月に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）による介護保険法の改正により、小規模な通所介護事業所（利用定員 18 人）については、平成 28 年 4 月 1 日から「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに移行されることとなりました。

※2 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 5 条による改正前の法における介護予防通所介護に相当するサービスとして、総合事業において実施される通所型サービス」として平成 29 年 4 月 1 日より介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスとなりました。以下「総合事業通所型サービス」といいます。

(運営方針)

第2条 運営方針は、次のとおりです。

- (1) リハビリコミュニティ リラク（地域密着型通所介護および総合事業通所型サービス）は、御利用者の心身の状態が現状維持もしくは少しでも改善するように、その目標を設定し、計画的に行います。
- (2) 事業者自らその提供するリハビリコミュニティ リラク（地域密着型通所介護および総合事業通所型サービス）の質の評価を行い、いつも改善に向かって努力します。
- (3) リハビリコミュニティ リラク（地域密着型通所介護および総合事業通所型サービス）のサービス提供に当たっては、通所介護計画に基づき、御利用者が安心して日常生活を営むことができるよう必要な機能訓練や援助を行います。
- (4) リハビリコミュニティ リラク（地域密着型通所介護および総合事業通所型サービス）のサービス提供はいつも懇切丁寧に行い、利用者やその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- (5) リハビリコミュニティ リラクがおこなう地域密着型通所介護および総合事業通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術でサービス

の提供を行います。

- (6) リハビリコミュニティ リラク（地域密着型通所介護および総合事業通所型サービス）は、いつも御利用者の心身の状況を的確に把握して、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを御利用者の希望に添って適切に提供します。特に、認知症の状態にある御利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えます。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりです。

- (1) 名 称 リハビリコミュニティ リラク
- (2) 所在地 **長崎県諫早市馬渡町7番地6**

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、人数及び仕事の内容は、次のとおりです。

- (1) 管理者 1名

管理者とは、通所介護計画や介護予防通所計画の作成及び説明を行うほか、従業者の管理、利用の申込みに関わる調整業務、サービス業務内容の把握その他の管理を一元的に行います。

- (2) 生活相談員 2名（1名は介護職員と兼務）

- (3) 介護職員 2名（1名は生活相談員と兼務）

介護職員は、介護、機能訓練補助その他のサービス提供に当たります。

- (4) 機能訓練指導員 2名（1名は常勤、1名は非常勤）

機能訓練指導員は、機能訓練の指導、運動器機能向上訓練の指導その他のサービス提供に当たります。

- (5) 看護職員 1名（他事業所と兼務）

看護職員は、看護業務その他のサービス提供に当たります。

（営業日、営業時間等）

第5条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりです。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで（平日の祝日は営業）です。ただし、12月30日から1月3日、8月14日から8月15日まではお休みとさせていただきます。
- (2) 営業時間 通常は午前8時10分から午後17時10分までです。
- (3) サービス提供時間 通常は午前9時00分から午後4時30分までです。

（利用定員）

第6条 利用定員は、15人です。

午前の部（単位① 15名）と午後の部（単位② 15名）から構成されています。

(指定通所介護の内容)

第7条 リハビリコミュニティ リラク（地域密着型通所介護および総合事業通所型サービス）のサービス業務内容は次のとおりです。

(1) 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて必要な介助を行います。

- ア 排泄の介助
- イ 移動の介助
- ウ 通所の介助等その他必要な身体介護
- エ 養護（休養）

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練サービス

御利用者が日常生活に必要な能力の低下を防ぐための訓練や、御利用者の心身の活性化を図るためのサービスを提供します。

- ア 日常生活動作に関する訓練
- イ 筋力訓練などの基礎体力向上訓練
- ウ グループワーク
- エ 行事的活動
- オ 体操

(4) 送迎サービス

送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行います。又、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行います。

(5) 相談、助言

利用者やその家族の日常生活での介護等に関する相談や助言を行います。

- ア 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ 福祉用具の利用方法の相談、助言
- ウ その他必要な助言

(利用料その他の費用の額)

第8条 リハビリコミュニティ リラク（地域密着型通所介護および総合事業通所型サービス）のサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、リハビリコミュニティ リラク（地域密着型通所介護および総合事業通所型サービス）のサービスが法定代理受領サービスであるときは、基準の額の1割～3割の負担となります。

※別紙利用料金表を添付します。

2 そのほか、次に掲げる費用を徴収することがあります。

介護サービスの一環として、日常生活の便宜についてのサービスの費用として利用者に負担させることが適当なもの。

- (1) 御利用者の希望により身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合は費用は実費です。
- (2) 御利用者の希望により教養娯楽費として日常生活に必要なものを提供する場合は費用（クラブ活動の材料費等）は実費です。

3 第8条の2の費用のサービスの提供に当たっては、あらかじめ、御利用者又はその家族に対し、内容及や費用について説明を行い、御利用者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、諫早市青葉台、旭町、泉町、上野町、宇都町、永昌東町、永昌町、栄田町、大さこ町、小川町、小船越町、大字貝津小船越名貝津ヶ丘、貝津町、金谷町、上大渡野町、上町、川床町、久山台、久山町、栗面町、厚生町、小ヶ倉町、幸町、栄町、白岩町、城見町、新道町、高城町、立石町、津久葉町、津水町、天満町、堂崎町、仲沖町、中尾町、西栄田町、西小路町、西郷町、野中町、土師野尾町、八天町、原口町、東小路町、東本町、日の出町、平山町、船越町、堀の内町、本町、本明町、大字真崎本村名、真崎町、馬渡町、本野町、八坂町、山川町、若葉町、鷺崎町、破籠井町となっています。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりです。

- (1) 事業所内では飲酒しないこと。
- (2) 喫煙は、定められた場所ですること。
- (3) 機能訓練サービスを利用する際は従業者の指示に従うこと。
- (4) 医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康 状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意してください。

（緊急時等における対応方法）

第11条 リハビリコミュニティ リラク（地域密着型通所介護および総合事業通所型サービス）のサービスを提供する従業者は、現にサービスの提供を行っているときに御利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を行うとともに、御家族に報告します。

リハビリコミュニティ リラク（地域密着型通所介護および総合事業通所型サービス）はサービスの提供にあたり、利用者に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。

- 2 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。
- 3 利用者に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

※別紙 緊急時及び事故対応フローチャートを添付します。

(非常災害対策)

第12条 リハビリコミュニティ リラク（地域密着型通所介護および総合事業通所型サービス）は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行います。

- 2 リハビリコミュニティ リラク（地域密着型通所介護および総合事業通所型サービス）は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

(業務継続計画の策定等)

第13条 リハビリコミュニティ リラク（地域密着型通所介護および総合事業通所型サービス）は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものといたします。

- 2 リハビリコミュニティ リラク（地域密着型通所介護および総合事業通所型サービス）は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施するものとします。
- 3 リハビリコミュニティ リラク（地域密着型通所介護および総合事業通所型サービス）は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

(人権擁護、虐待防止のための措置に関する事項)

第14条 リハビリコミュニティ リラク（地域密着型通所介護および総合事業通所型サービス）は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものといたします。

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - (3) 虐待防止のための指針の整備
 - (4) 虐待を防止するための定期的（年1回以上）な研修の実施
 - (5) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 リハビリコミュニティ リラク（地域密着型通所介護および総合事業通所型サービス）は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

(身体拘束等の原則禁止)

第15条 リハビリコミュニティ リラク（地域密着型通所介護および総合事業通所型サービス）は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

2 リハビリコミュニティ リラク（地域密着型通所介護および総合事業通所型サービス）は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

(その他運営に関する重要事項)

第16条

1 従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとします。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

4 提供した地域密着型通所介護および総合事業通所型サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。この担当者は生活相談員の潮屋絵理香とします。

※別紙 苦情の受付及び苦情処理体制・手順についてのフローチャートを添付します。

5 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、有限会社リハビリの樹と管理者との協議に基づいて定めるものとします。